

# 24年度～26年度の介護保険料を決定しました

## 保険料の段階を 12段階から 14段階へ

介護保険料は、3年ごとに見直しています。第5期介護保険事業計画期間(24年度～26年度)の保険料基準額は、月額5,400円です。所得などの状況に応じて決まる「保険料段階と保険料」をお知らせします。

【問合せ】介護保険課推進係(本庁舎2階)  
☎(5273)4596・FAX(3209)6010へ。

### ●所得が少ない方への負担軽減策

第4期(21年度～23年度)と比較して、第1段階と第2段階の方の負担割合(基準額に対する比率)を0.489から0.45に引き下げたほか、第3段階と第4段階の方の負担割合を据え置きました。第1段階～第4段階の方の保険料の上昇を、月額1,000円以内に抑えました。

また、18年度～23年度に「区の特別対策」として実施してきた第3段階の方の負担軽減措置は、24年度から「特例

第3段階」として制度化され、特例第3段階の方のうち、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が「100万円超120万円以下」の方の保険料は、月額440円下がります。

### ●負担能力に応じた保険料段階へ

より負担能力に応じた負担とするため、所得段階を12段階から14段階に細分化し、本人の合計所得金額が2,500万円以上の方を対象とする第14段階を新設しました。

### 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料(24年度～26年度)

保険料段階	年間の所得などの状況	基準額に対する比率	保険料	
			月額	年額
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.45	2,430円	29,160円
特例第3段階	世帯全員が住民税非課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて80万円以下	基準額 ×0.45	2,430円
		本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて80万円超120万円以下	基準額 ×0.489※	2,640円
		本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて120万円超	基準額 ×0.7	3,780円
特例第4段階	本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて80万円以下	基準額 ×0.8	4,320円
第4段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて80万円超	基準額	5,400円	64,800円
第5段階	本人が住民税課税	合計所得金額が125万円未満	基準額 ×1.1	5,940円
第6段階		合計所得金額が125万円以上250万円未満	基準額 ×1.2	6,480円
第7段階		合計所得金額が250万円以上375万円未満	基準額 ×1.4	7,560円
第8段階		合計所得金額が375万円以上500万円未満	基準額 ×1.55	8,370円
第9段階		合計所得金額が500万円以上625万円未満	基準額 ×1.85	9,990円
第10段階		合計所得金額が625万円以上750万円未満	基準額 ×2.089※	11,280円
第11段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.45	13,230円
第12段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	基準額 ×2.9	15,660円
第13段階		合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	基準額 ×3.3	17,820円
第14段階		合計所得金額が2,500万円以上	基準額 ×3.5	18,900円
				226,800円

※ 小数点第4位を四捨五入しています。

★合計所得金額…年金・給与・不動産・配当等の収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類で計算方法が異なります)を控除した金額の合計で、扶養控除・医療費控除・社会保険料控除・基礎控除等の所得控除をする前の金額です。土地・建物や株式の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額、繰越控除前の金額です。住民税の納税通知書の「総所得金額」や、扶養控除・社会保険料控除などを除いた後の「課税標準額」とは異なります。合計所得金額が0円を下回った場合は、0円とみなします。

### 介護保険料のお知らせをお送りしました 今回お知らせする金額は仮計算したものです

24年度の介護保険料は、23年中の所得を基にした24年度の住民税課税状況から決定します。24年度の住民税は6月に確定するため、今回お知らせする金額は、23年度の住民税課税状況と24年4月1日現在の世帯状況を基に、改定後の保険料額を適用して仮に計算したものです。

#### ●年金から引き落とし(特別徴収)の方

年金から引き落とされる介護保険料の金額を、4月9日に「はがき」でお知らせしました。4月・6月・8月は仮徴収額として引き落とされ、10月・12月・25年2月に引き落とされる本徴収額は、24年度の住民税決定後、7月中旬に改めてお知らせします。

#### ●納付書または口座振替でお支払い(普通徴収)の方

介護保険料納入通知書を、4月16日㈪にお送りします。納付書でお支払いの方には、納付書を同封しています。4月23日㈪までに届かないときは、介護保険課資格係へご連絡ください。

4月～6月分は、仮計算した金額をお支払いいただきます。7月分以降の確定した金額は、24年度の住民税決定後、7月中旬に改めてお知らせします。

#### ★3月中に65歳になった方

#### 新宿区に転入した65歳以上の方等へ

次の方には、24年3月相当分(改定前の保険料を適用)の納付書も同封しています。4月分とともに、5月1日㈫までにお支払いください。

▶24年3月中に65歳になった方(昭和22年3月2日～4月1日生まれの方)、▶24年3月1日以降に新宿区に転入手続きをした方、▶22年中の所得に変更があった方

#### ★納付書でお支払いの方は口座振替のご利用を

保険料のお支払いには、納め忘れのない口座振替をご利用ください。本人名義のほか、家族名義の口座から引き落とすこともできます。納入通知書に同封の「預金口座振替(自動払込)依頼書」でお申し込みください。年金からの引き落としで介護保険料を納めている方は、口座振替への変更はできません。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階)☎(5273)4597へ。

## 区役所本庁舎窓口開設

4月は22日

【開設場所】区役所本庁舎1階(国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置)

※来庁の際は本庁舎1階の出入口をご利用ください。

【開設時間】午前9時～午後5時

【取り扱い事務】本人確認書類等がないと、届け出や交付ができない場合があります。事前に必ず担当係へお問い合わせください。

★1はご本人か同一世帯の家族のみ、★2はその戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族

関係が確認できる書類が必要のみです。  
※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

### 住民登録

▼転入・転出・転居・世帯変更の届け出(日本国籍の方のみ)、  
▼印鑑登録申請・廃止の届け出、▼印鑑登録証明書の交付、  
▼住民票の写しは発行できません)、▼不在証明書の交付、  
▼外国人登録

▼印鑑登録申請・廃止の届け出、▼印鑑登録証明書の交付、  
▼自動交付機の利用登録申請  
【問合せ】戸籍住民課住民登録係(本庁舎1階)☎(5273)3601・FAX(3209)1728へ。

【問合せ】戸籍住民課住民登録係(本庁舎1階)☎(5273)4094・FAX(3209)1728へ。

▼戸籍届書の預かり(届書の内容確認等は翌開庁日に行います)、▼火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付、▼戸籍・除籍の附票の写しの交付(★2)、▼身分証明書、不在籍証明書の交付  
【問合せ】戸籍住民課戸籍係(本庁舎1階)☎(5273)0941・FAX(3209)1728へ。

▼資格の取得(社会保険等資格喪失証明書が必要)扶養家族がないときは退職証明書でも代用可)、▼資格の喪失(職場の健康保険証が必要)  
【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階)☎(5273)7341・FAX(3209)1436へ。

▼納税・課税(非課税)証明書の交付(申告等により税情報があられる方のみ)  
【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階)☎(5273)4146・FAX(3209)1460へ。

39・FAX(3209)1460へ。  
【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階)☎(5273)4146・FAX(3209)1460へ。